

# 退職したご家族を扶養者として申請する方へ

令和7年4月以降、雇用保険失業給付金の給付制限期間が短縮されています。

退職したご家族が失業給付金の受給を予定されている場合には、退職理由により受給開始時期が異なりますので、扶養申請のタイミングにご注意ください。

## 失業給付金の給付制限期間について

以下は、主な退職理由ごとの給付制限期間です。

正当な理由がない自己都合退職の場合

▶ 1か月（原則）

退職日から遡って5年間に2回以上、正当な理由なく自己都合退職し、受給資格決定を受けた場合

▶ 3か月

自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇（重責解雇）の場合

▶ 3か月

※退職理由によっては、給付制限期間がない場合もあります。

## 扶養申請にあたっての重要なポイント

### ① 失業給付金と扶養認定の関係

失業給付金の基本手当日額が、**扶養認定の基準日額以上**となる場合、**受給期間中は当健保組合の資格を取り消し**していただく必要があります。

対象者	認定基準日額
59歳以下	3,612円未満
19歳以上 22歳以下（配偶者・内縁除く）	4,167円未満
60歳以上及び障害年金受給者	5,000円未満

失業給付の基本手当日額は、離職票の賃金額を基に調べられるサイトが多数あります。

### ② 給付制限期間が1か月の場合の注意点

失業給付金の基本手当日額が認定基準日額以上で、かつ給付制限期間が1か月の場合、短期間に被扶養者資格の取得・喪失の手続きが発生します。

再加入の際には、手続き書類一式を改めてご提出いただく必要があります。

## おすすめの対応方法

手続きが何度も発生し、ご負担に感じられる方が多いことから、退職後はいったん国民健康保険に加入し、失業給付金の受給終了後に扶養申請を行うことをお勧めしています。

## 扶養の追加を希望される場合

「失業給付金の受給開始前に扶養に入れたい」というご希望がある場合、お手続き自体は可能です。上記内容をご確認・ご理解いただいたうえで、お手続きをお願いいたします。

## 給付制限がない場合のご注意

会社都合退職や、正当な理由のある自己都合退職の場合は、給付制限期間がありません。

待期間7日経過後から失業給付金の受給が開始されます。

この場合の被扶養者申請は、失業給付金の受給終了後に行ってください。

# 雇用保険を受給することになったら

雇用保険の失業給付金は、健康保険法上収入とみなされます。

雇用保険受給資格者証の基本手当日額を確認し、健保組合へ両面コピーを提出してください。

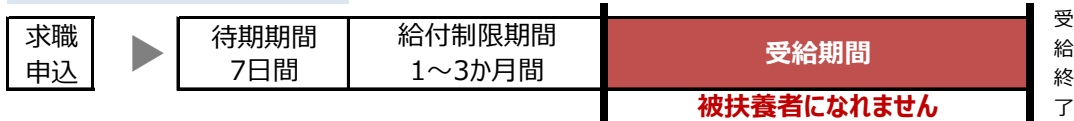
**失業給付金の基本手当日額が、認定基準日額以上となる方は【扶養取消し】となります**

失業給付金受給期間は被扶養者になれません。国民健康保険に加入してください。

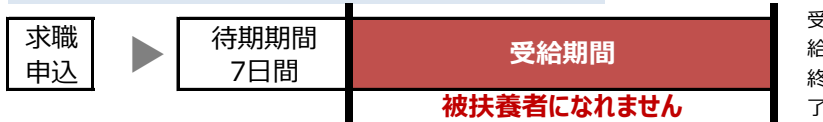
**基本手当支給開始日が被扶養者資格取消し日**です。5日以内に【扶養取消し手続き】をお願いします。

対象者	認定基準	年間収入	月額	日額
59歳以下		130万円未満	108,334円未満	<b>3,612円未満</b>
19歳以上 22歳以下（配偶者・内縁除く）		150万円未満	125,000円未満	<b>4,167円未満</b>
60歳以上及び障害年金受給者		180万円未満	150,000円未満	<b>5,000円未満</b>

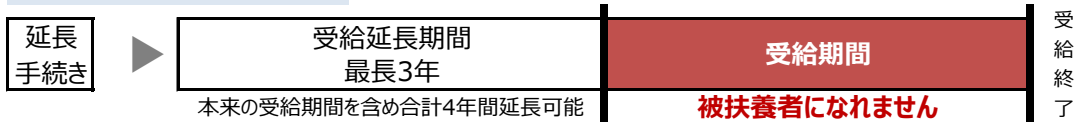
## ①自己都合退職の場合



## ②特定受給資格者および特定理由離職者



## ③受給期間延長の場合



### 【扶養取消しの手続き】

- 健康保険被扶養者異動届
- 雇用保険受給資格者証両面コピー
- 資格確認書（交付されている方のみ）
- 国民年金第3号被保険者非該当届（配偶者のみ）

### 【提出先】

会社（事業所）人事総務部門

### 被扶養者異動届記入例

取消	申請理由	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 収入増 <input type="checkbox"/> 75歳到達 <input checked="" type="checkbox"/> 受給始 <input type="checkbox"/> その他( )	資格確認書回収 <input type="checkbox"/> 無
	事由発生日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 回収日 ↑
	資格喪失証明	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 有

**国民健康保険加入時に証明書が必要です。**

**雇用保険受給終了後、改めて被扶養者とする場合は、再認定の手続きが必要です**

事由発生日より1か月を経過しますと遡っての認定はできません。受給終了後速やかにお手続きください。

書類に不備があった場合、全ての書類が揃った日が受付日となりますので充分ご注意ください。